

桂月の文学碑を訪ねて⑭



「いで湯わく
 蔦の山路さよふけて
 月のみわたる猿の空橋」

蔦温泉の手前約3キロメートルにある通天橋の側に、蔦川溪流砂防公園があります。公園内の案内碑のなかに刻まれた歌は、絵とともに「蔦温泉帖」から転写拡大したものです。

桂月は、紀行文「蔦温泉籠城記」の中で「蔦温泉は自然の勝景に富めるが、宿の近くに三名木あり。…」と、焼山からの途中にある通天橋近くの大ぶな・蔦温泉旅館前の桂・薬師堂前の杉を三名木として紹介しています。そして、「…なお、猿の

空橋を加えて、蔦の四名木と称するも可也」と紀行文の中でも記しています。

「猿の空橋」は、焼山から蔦へ向かう途中の国道103号線を、まるで、猿のために神がつくったかのように、ブナの幹が道を横断し、その幹から空にむかつて枝がのびています。「猿の空橋」の下をバスが通っている左の写真に、その奇木ぶりを観ることが出来ます。そして、月のきれいな夜の蔦の山を想像していただくと、この歌の情景がひろがります。しかし、残念なことに、昭和25年ごろの春雪の重みで幹の大部分は折れて、現在は幹から空にのびる枝が2本だけになっています。



写真提供は、十和田湖公民館「十和田湖をめぐる近代文学展」より

問い合わせ先

総務課(☎235111内線156)

国保年金課からのお知らせ

■平成19年4月から70歳未満のかたは、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までになりました
 ※入院前に必ず限度額適用認定証の交付申請をしてください。

70歳未満のかたが入院したとき、平成19年3月までは、自己負担分(医療費の3割または3歳未満は2割)を全額負担して、あとから申請により限度額を超えた分が、高額療養費として支給されました。

平成19年4月からは、『限度額適用認定証』を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなりました。

平成14年から、すでに70歳以上のかたを実施していましたが、平成19年4月から、70歳未満のかたも対象となりました。

交付申請に必要なもの

- ▷認印(世帯主のもの)
- ▷国民健康保険被保険者証

※申請時の審査(保険税の滞納状況など)により、認定証を交付できない場合があります。

■住民税非課税世帯のかたは入院時の食事代が減額されます

住民税非課税世帯のかたが入院時の食事代を減額され

るためには、事前に国保年金課窓口にて、『標準負担額減額認定証』および『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付申請をし、認定証の交付を受ける必要があります。

交付申請に必要なもの

- ▷認印(世帯主のもの)
- ▷国民健康保険被保険者証

■認定証には有効期限があります!!

『標準負担額減額認定証』、『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』の有効期限は、毎年7月末日です。

現在、認定証を持っているかたで、有効期限後も認定証が必要な場合は、再度申請が必要です。

更新手続き受付期間 8月1日～31日

交付申請に必要なもの

- ▷認印(世帯主のもの)
- ▷国民健康保険被保険者証
- ▷平成19年7月31日期限の認定証(回収するため)

交付受付窓口 国保年金課(本館1階7番窓口)

※更新手続き期間とは関係なく、随時申請も受け付けています。しかし、認定証が有効となるのは、申請月の1日からとなります。認定証は、必ず診療月内に病院会計窓口にて提示してください。また、支払いが済んだ後での提示は、無効となりますのでご注意ください。

問い合わせ先 国保年金課(☎235111内線240)